

現在の各種取り扱いや、生活に関する情報などをお知らせします。今後も、随時お知らせしていきますので、ご覧ください。

■水道使用および水道メーターの取り扱い

- ・被災家屋で使用していた水道は、水道事業所への手続きがなくても「中止扱い」とします。
- ・水道の使用を廃止する場合のみ、印鑑を持参の上、水道事業所への手続きをお願いします。印鑑がない場合は、自署をお願いします。
- ・「廃止届」を出した後に、再度、水道を使用する場合は、新たに水道を引き込むための手続きが必要です。その際には、工事費や分岐負担金などがかかります。

▷問い合わせ先＝市役所水道事業所、簡易水道事業所

■上水道・簡易水道・下水道・漁業集落排水使用料の取り扱い

2月使用分(震災前・確定分)は、当面の間、納期を延長します【3月以降使用分(震災後)は、検討中】

▷問い合わせ先

市役所水道事業所、簡易水道事業所、下水道事業所

■市税の申告・納付期限の延長

平成23年3月11日以降に到来する、すべての市税の申告・納付などの期限は、別に告示で定める期日(未定)まで延長します。

※国税、県税についても同様の告示がされています。

▷問い合わせ先＝市役所税務課

■り災証明書の交付

現在、市役所において、「り災証明書」を無料で交付しています。来庁の際は、印鑑または本人と確認できる身分証明書を持参してください。

▷交付対象者

- ・家屋の所有者またはその親族
- ・り災した貸家などの居住者

※上記以外の方は、委任状(任意様式)が必要です。

▷問い合わせ先＝市役所税務課

■被災した車両などの税金の取り扱い

自動車やバイクなどの自動車税および軽自動車税が課税されている車両のうち、被災により使用できなくなった車両は、原則として課税しない取り扱いとなります。該当する人は、課税除外などの手続きをお願いします。

- ・原動機付自転車・小型特殊車両(農耕作業用・フォークリフトなど)／軽四輪乗用車および貨物車、軽二輪車(125cc～250cc バイク)／小型二輪車(250cc超のバイク)について

▷問い合わせ先＝市役所税務課

- ・自動車税が課税されている小型自動車・普通自動車などについて

▷問い合わせ先＝大船渡地域振興センター県税室

(☎⑦9912)

■医療機関での受診

- ・被保険者証を紛失・流した人は、医療機関などの窓口で氏名、生年月日、住所などを伝えることにより受診できます。
- ・国保および後期高齢者医療の被保険者証の再発行は、市役所③・④番窓口で手続きできます。

▷問い合わせ先＝市役所国保年金課

■医療機関での窓口負担

次に該当する人は、その旨を医療機関などの窓口で申し出た場合、当面、5月末日まで窓口での一部負担金の支払いが免除されます。

- ・住家の全半壊またはこれに準ずる被災をしたこと
  - ・主たる生計維持者が、死亡、重とくな傷病、行方不明の場合や、失職により、現在収入がないこと
- ※該当する人で、窓口での支払いを済んだ場合は、後日還付される場合がありますので、領収証は保管してください。

▷問い合わせ先＝市役所国保年金課

■国保年金について

- ・住宅、家財などの財産の1/2以上に被害を受けた人は、保険料の免除対象となります(すでに納付された期間は免除となりません。免除期間は年金額が半分で計算されます)。
- ・年金手帳や年金証書の再発行は、後日、年金事務所からの郵送となりますので、住所が確定してからの手続きをお勧めしています。

※どちらも市役所⑤番窓口で手続きできます。

▷問い合わせ先＝市役所国保年金課

■離職などに伴う国民健康保険・国民年金の手続き

- ・協会けんぽや厚生年金の被保険者資格を喪失した人は、国民健康保険や国民年金への加入手続きが必要です。手続きには、資格を喪失した年月日がわかる社会保険資格喪失証明書などが必要です。

手続きは市役所③・⑤番窓口です。

- ・被災状況によって、国民健康保険税の減免対象となります。市では、3月11日以降、納税通知を延期しており、具体的な手続きなどは納期限を決定し、通知することになった時点でお知らせします。

▷問い合わせ先＝市役所国保年金課

■し尿のくみ取り

気仙広域清掃までご連絡ください。

▷営業時間＝午前8時30分～午後4時(日曜日を除く)

▷問い合わせ先＝気仙広域清掃

(☎080-6004-5964/080-1654-0341)

※市役所、各避難所、JA各支店窓口で申し込むこともできます。